

## **[事案 28-208] 契約解除無効請求**

・平成 29 年 4 月 26 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-207]の申立人が代表者の法人である。

### **<事案の概要>**

検査結果は医師から交付されておらず、告知書は、保険会社の担当者が判断し、回答したものであることなどを理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

申立人代表者は、胃 G I S T の手術を受け、別件契約の保険金等を請求したところ、告知義務違反で契約は解除されたが、以下等の理由により、契約解除を無効としてほしい。

- (1)告知書の作成は、申立人代表者自身ではなく保険会社の担当者がタブレットにタッチする方法でなされた。
- (2)申立人代表者は、担当者に対して、クリニックでの検査の事実等を告げたものの、担当者自身が「いいえ」を選択した。
- (3)クリニックの診療録等に「胃粘膜下腫瘍」との記載があったとしても、申立人代表者にそのような病名を告げられた事実はなく、申立人代表者が保険会社に虚偽の事実を告げたことにはならない。

### **<保険会社の主張>**

申立人代表者が告知すべき事項を担当者に口頭で告げたことや、担当者が告知書を作成したことはなく、告知義務違反による解除は、妥当である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況を把握するため、申立人代表者および担当者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人代表者には告知義務違反が認められる一方で、担当者の告知妨害や不告知教唆の事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。